

令和4年度第2回大山崎町個人情報保護運営審議会会議録

日時：令和4年11月25日（金）13時30分～15時10分

場所：大山崎町役場3階 中会議室

出席者：

委員＝芦立秀朗委員、斉藤秀孝委員、島田真哉委員、高井雅之委員、皆月健太郎委員
(50音順)

事務局＝蛭原総務部長、池上企画財政課長、坂口企画観光係リーダー

内容：別紙のとおり

開会

○事務局

今年度第2回目の大山崎町個人情報保護運営審議会を始めさせていただきたいと存じます。

初めに、ご報告がございます。今回五名の委員の皆様にお世話になっておりましたが、岩田委員様が途中でご退任され、今回から島田委員様に新しくお世話になることになりました。島田委員さん、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは次第に沿いまして、芦立会長様の方から進行いただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○会長

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

前回の会議では、個人情報保護法の改正に伴う条例の改正についてということで、ブレインストーミングのような形で、その論点について自由に意見交換いただきました。

その中でそもそも現行の条例を制定した背景について調べていただいた方がいいのではないかということになりましたので、制定当時の資料なども当たっていただいて、現行条例がどのようにでき上がったかということについてもご報告いただくということになりますので、まずはお調べいただいた内容について、事務局よりご報告いただいた上で、さらに議論を深めていこうというように思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局

(配布資料について説明)

○会長

ありがとうございました。

平成17年に検討された内容が13項目ありまして、主に資料1の①から⑥について、集中的に調べていただき、その中には前回の議論となった死者に関する情報についても含まれています。4月1日施行の新法さらには新条例のスタートに合わせる形で死者に関する情報を整理するので

あれば、法改正と同時並行でやっていかなければならないということになるかと思いますが。

どの点からでも構いませんので、また前回のように、委員の皆さんからご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

事務局から補足させていただきます。

前回と同じ話になるかもしれませんが、前回いろんな議論をさせていただいて、要は今まで地方自治体が独自で設けていた個人情報に関するルール、それぞれ 1700 余りの地方自治体が定めていた条例が基本的に法律に一本化され、基本は法律が直接適用されますので、今までの独自の条例はもう必要なくなるという整理の中で、死者に関する情報や収集制限というものが法律に規定されなくなるため、どうしていくかということを議論させていただいております。

そこで、前回事務局から、現行の町条例の精神というものがどちらかというやや保護重視のスタンスをとっているということで、その精神をこの新しい制度にどこまで尊重して置いていくかということのご意見をいただきたいということで申し上げてきたところですが、結果的に今回、その当時の提言書の中身を少し出させていただきました。具体的に申しますとこの死者に関する情報について、当時の審議会の意見としては、資料 1 の 3 ページの赤字で書いてあるところですが、死者は権利能力の主体ではないが、死者にも保護されるべき名誉等の法益があるため、生死を問わず全ての個人情報を適切に管理する必要があることから、保護の対象とすることが適当であるという話をいただいて、町は、死者の情報も含めた個人情報という定義の基でこの間、制度を運用してきたということですが、ただ、では今回、新法の方では、個人情報の定義が「生存する」個人情報ということで、死者の個人情報は基本的には含めないということになっていますけれども、ただ、いろんな文献を読んでおきますと、当然その死者に関する情報であっても、それが同時に生存する個人の情報である場合には、死者の個人情報としてではなく生存する個人の個人情報として、それは保護されるということになっていますので、一概に死者の個人情報がすべて保護対象ではなくなるということではないというのがまず 1 点あります。その考え方で、事足りるのか足りないのかということになったときに、町ではもう 15 年以上今の条例で運用してございますが、死者を含めた形の条例で、何かそれに特化した取り扱い等々が生じたかと言いますと、窓口での軽微な相談などはありましたけれども、開示請求が出されるということではなかったもので、そこを踏まえると、今回国が示している考え方で運用しても問題がないのではないかと思います。

ただ、冒頭から申し上げております条例制定当時のこの考え方というのが、今なおまだ色あせずに守り続けるべきだというご意見があれば、そこのバランスを町としては取っていきたいと思いますので、その点についてご議論をいただきたいというところで考えてございます。

同じように収集制限についても、基本的には本人から収集、それからセンシティブ情報は収集してはならないと、このような収集制限を独自のルールで設けてはいますが、基本的に新法では、さらっと不正の手段で取得してはいけないと定められているだけで、個別に個人情報の種類に応じて何か制限をかけているということはないということです。やはりどうしても町の現行条例の方がその保護色が強いと言いますか、不適正な取り扱いを担保しているように見えるということは間違いはないと思いますが、結局、国の考え方が、先ほどの死者についてもそうです

けれども、偽りその他不正の手段で取得してはいけないということですから、これさえ謳っておけば基本的に、公務員には法律上法令遵守義務がかかっていますから、これを反したら規定に反したこととなりますので、あえて個別に制限規定を置く必要はないという考え方のようでございます。ただ逆に言いますと、ではなぜ規定してはいけないのかというところも正直思うところがありますので、この点について委員の皆様にもう少しご意見をいただければと思います。

オンライン結合の関係などもありますが、まずはこの死者の個人情報との関係と収集制限の関係は非常に頭を悩ましているところですので、この点についてご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員

収集制限のところでは独自の規定を置くということは自分を縛るということになるわけですが、条例としては規定しないが内部的に準則みたいな形で規定し、積極的に収集しないという状況があったとして、例えば国などから事務の委託があった場合に、町では収集制限があるからその事務は受けることができなくなるというようなことが実害として出てくると思いますが、他の場面で独自の運用をしているときに、この現行条例の規定がなくなることの実害はどんなものがあるのでしょうか。

○事務局

正直、実害というものはないです。むしろ、今おっしゃっていただいた通り、収集ではなくて提供のところでは大きいですが、国や京都府からこの事業で情報が必要となるからその情報を提供してほしいと依頼があり、町からは出せないというようなことが今までもありましたが、これからはそれがなくなるということでそれを町の方の実害と捉えるのか、全国的、広域的な事業がそれで円滑に進んでいくことをプラスと見るのかということもあるでしょうから、なかなかそこは申し上げられにくいところですが、それ以外で特段な支障があるかと言われると、前回も行政側の本音として少し出ましたが、こういう縛りがなくなることによって、町の仕事が進めやすくなるというところは出てくるのではないかと考えています。

ただ傍から見たときに、やはりこれだけ収集制限を細かく規定していて、町は個人情報を保護していきますよというような見え方が、さらっとしたこの新法の適用により、全く独自のルールから消えてしまうということについて、やはり住民感情的なところをどのように考えていくかということだと思います。

○委員

おそらくここで突っ張った条例を規定すると、まさに今回の新法と真っ向勝負みたいな感じになるので、現実としては、これまで保護されてきたものに関して、町民の皆さんに一定の理解を求める形と、ソフトランディング的に、とはいえそんな無茶苦茶なことしませんというような形で安心感を示せるような枠組みのようなものがあればいいと思います。

先ほど少し申し上げたように、国から来るものは仕方ないとして町独自の収集などの場合は、謙抑的にこれからも保護していくというような説明をして、町民の皆さんに理解を求めるような形が必要ではないかと思えます。

○委員

手元の資料を見れば現行条例と新法が比較表で並んでいるのですごく簡単になったというのが目につきますが、実際には町民の皆さんは新法しか見ないと思います。1万6千人の中で、現行条例と新法と見比べる人がどれだけいるかと言えば、正直かなり限られると思いますが、結局、町民の目線で考えたら法律はこう変わったけれども、運用がこう変わっていないですというようなことの方が町民としては知りたいのではないかというのが、私の正直な目線です。ですので、法律はこうはなっているけれど、基本的に町は、本人以外から収集はしないということをしかりと周知することが重要だと思いますが、広報ぐらいしか周知する方法がないでしょうか。

皆月委員のおっしゃるとおり、明文化してしまうとどこかで引っかかってくる場所があると思います。

○委員

先ほどの事務局からの説明のあった国や府から情報提供を求められて、条例根拠に引っかかった事例は何件かあったのでしょうか。

○事務局

審議会で諮らないと提供できないという事例はありました。

○委員

私も過去にこの審議会で給付金について議論したことを記憶しています。おそらく情報提供が必要であるという結論が出るような案件しか基本的にはなかったと思います。すなわち、独自の審議会の審議がなくても、世の中はこれまでもそれなりに妥当なところで動いてきたし、そろそろ安全運転しなくてもいい体制であるというように受けとめるしかないのかなという気はします。

繰り返しになりますが、独自の町のイニシアティブで収集する場面では、これまで通りとするのか、世の中はどんどん利活用よりに動いているので、町としても利活用よりにすることもありますが、おそらく、当審議会としては保護よりに押さないといけないということで、町のイニシアティブで運用するところはこれまで通りという形でいいのではないかと思います。

○事務局

内規で努力目標的にこういうように努めましょうという形で定めることが、直ちにこの法律とぶつかるということはないと思います。

○委員

そういう見解の基にやっていくってということですかね。

本人からの収集ではなく、第三者から収集することの問題点は、本人が知らない間に自分の情報がどんどん収集されているということがあるので、何か本人への通知の努力義務など、そういうやり方をいろいろ考えることになるのでしょうか。

いつの間にか自分の知らないところで、個人情報が収集されることが一番まずいケースであると思いますので、あなたの情報を今回このくらい収集しましたという情報を本人が申請すれば確認できるようなことができればと思いますが、それはそれで通知義務を規定すると法令違反になる可能性があるかもしれません。

○事務局

正直そこは実務的にかなりしんどいなという思いがありまして、ただ、本人収集原則も実は限定しておりまして、本人以外からの収集についてはあくまでも法令に基づく場合や本人の同意がある場合というところで限定的に規定しています。

ただ最終的には審議会に認めてもらえば、全て収集できるということになりますが、そこで審議会をワンクッションかませるということが一つの味噌であると思っていますので、町としてあまり無茶なことをやるつもりも、やった実績もないというのが実態です。

○委員

建前的にはまさにそういう条例で、審議会があるから保護されてきたことがわかりますが、これからそこが変わって本当に大丈夫なのかという意見が必ずあると思いますので、そこに対して何らかの方向性を考えていかなければならないですね。

○事務局

おそらくそうなるものだろうと思います。

ただこの場でご議論いただきたいのは、何もその制定当時のその保護重視の考え方をこの場でも尊重してくださいということをお願いしているわけではなくて、当時そういう考え方でしたが、時代が変わり現在は国もこのスタンスでやっていますというところですので、その考え方を少し緩めるという議論をこの場でしていただいても問題ございませんので、そこは特に縛られずにご議論いただければと考えております。

○会長

審議会等に対して意見を聞くことは妨げられないと Q&A に記載してありますが、これは条例に規定することはできないでしょうか。しなければならぬと規定することはできないですが、こういう時には審議会に諮ることができるというような形ができればと思いますが。

○事務局

ここでの議論が後の審議会の役割に繋がる場所だと思っています。ただその死者の個人情報や収集制限という大きな流れ全般を国法に合わせ、その他最低限の担保は内規でやっていくとなった時には、やはり大きなところはもう国法遵守ということになりますから、そこに対してその審議会の役割を独自に何か持ってくるというのはおそらく完全にアウトであろうというように思います。

ですから、いろんな個別の検討事項の中で、ここはやっぱり大事に守っていこう、ここは残していこうとなれば、そこに対する審議会の役割というのはきっと出てくるだろうと思いますので、

やはり全般的な考え方を整理いただければ、自ずとその審議会の役割というのは決まるものであるというようには思います。

○会長

収集制限について議論して参りましたが、他の事項についてご意見いかがでしょうか。

○委員

前回の会議を受けて、やはりポイントは死者に関する情報と収集の制限の2つだと思います。今回事務局の方で、過去の条例制定におけるやりとりをしっかりと出していただきました。この内容がやはり現在の社会情勢の中で、この個人情報保護の公益性といいますか、その辺の取り扱いが時代の流れの中で、結論から言いますと、個人情報の定義については、生存するものに限定していいのではないかと考えています。

というのは、実際に開示請求を死者本人はできませんので、そのことを考えると、やはり生存する人が前提で、その本人もしくは代理人からしか開示請求は基本的には出てこないもので、死者に関する情報まで含めることはないと思います。過去に議論され、確かにその通りですけど、今の情勢の中で考えたときにやはり国は生存するというように限定しており、それはそれでいいのではないのかなというように思います。

もう1つは収集についてですが、これはもう国のレベルぐらいでいいのではないかと考えています。不正の手段により取得してはならないと規定されていますので、それでいいのではないかと考えています。

ただあとは、例えばこれを議会に出されるときに議会へどう説明していくか、そのときに、やはり今までしっかりと個人に寄り添った個人情報保護条例を作ってきた町として、そこはどうかという議論になると思いますが、その辺りは先ほどから出てる、実務レベルでの内規により運用していくことができればベターかと思っています。

○委員

死者に関する情報を対象外にすることによって、双方に窮屈になるようなことは何か考えられますか。

○事務局

正直それはいいです。ただ、残したからじゃあどうなるかということもないです。ただ斉藤委員がおっしゃった通り、資料のその当時の答申にも記載されていますが、死者は権利能力の主体ではありませんので、その情報をずっと町として大事に置いておいたとして、開示請求が本人からできるわけでもなければ、その情報が間違っているから訂正請求ができるわけでもなくて、実態としては単に町がその情報を、要は消去をせずに定められた期間保護し続けているということです。

ただ結局それが生存者との関わりの中で、死者だけの情報ではなくて、同時に生存者としての情報であった場合が実は一番ややこしいということになります。ただ、新法の考え方でも、生存者の情報としてその死者の個人情報が認められる場合は、それは保護対象になるということ

すから、さほど大きな問題は起きないのではないかと考えています。ただ、一番そこで悩ましいのが、では死者の個人情報と同時に生存者の個人情報になりうるケースというのは、そんな簡単に切り分けることができるのかということが正直わからないところがありまして、本当にケースによって変わってくる恐れがありますから、それを死者の個人情報は保護対象から外すということとなったときに、一つ一つこの情報が生存者の情報に該当するかどうかの判断はその場だけではきっと収まらない話になりますので、その考え方をどうするかということ非常に悩んでいるところですので、何かアドバイスいただけたら非常にありがたいです。

○委員

生存者の個人情報の一部として例えば、死亡した親が遺伝的な疾患を抱えていたということであれば、だから当然私の個人情報にもなりうるといったパターンのときは、わかりやすいケースとして生存者の個人情報の枠組み中で保護されると思いますので、そういう場面であればあまり考えなくてもいいのかなと思います。先ほど斉藤委員からもありましたが、当時の審議会では死者にも保護されるべき名誉等の法益ということが念頭に置かれていて、想定されるのはおそらく、ある死者の名誉とかそういったところに関して、すごく関心のある利害関係人なのか遺族なのかかわからないですが、実はこの人の情報が間違っているのを訂正してくださいとか、あるいは、その人の犯罪歴みたいなものを勝手に提供しないでくださいとか、そういった場面を想定して、規定を作っていたのかなと思います。その死者の法益を代弁する立場の人は誰になるのか、しかもそれが死者の名誉に対して、プラスに考えている人とそうではない人がいたときに、その衝突をどうするかという話があるので、扱いが非常に難しいです。

生存者であれば本人ですが、死者の場合はその死者の名誉を代弁する人は一体誰かというところが難しいので、個人情報の枠組み以外の別の枠組みで作るなら作ってもいいが、個人情報の枠組みに入れないというのが今回の改正の趣旨であると思います。ですので、生存者の個人情報として扱えない死者固有の情報として保護するのもしないのかというのは、別途考えなければならぬと言われていたのはその通りかもしれないというように感じます。

誰がその死者の名誉を代弁する人として適当なのかというところから、町独自のものであってもいいと思いますが、全国的な議論とかトレンド的に落とすところがあればそれを参考にできればいいのではないかと思います。

○事務局

それが実はなかなかそういう事例がなく、あくまでも今回の制度ではこうなっているから、死者の情報を別の制度で定めるのであれば、どうぞやってくださいということです。

○委員

全国に先駆け先進事例をやるかどうか、そこまで頑張るかどうかということですね。

情報を外に出そうとすると、その代弁者は誰なのかということになるので、非常に深い議論になるのでなかなか難しいですね。

この新法の施行までに何とかできるような話ではないような気がします。現実的には遺族が、死者の名誉等の代弁者となりうる場合だけを想定して、暫定的な運用ルールにするのか、制度と

してしっかりとした条例を制定するのかということになるのかなと思います。

○事務局

遺族もまちまでですので、だからもう単に遺族というくくりだけでは収まらない事案というのも想像すると出てくるというところがありますから、なかなか今の制度から切り離してこういう運用でやっていこうかというのが、今町としても、手出ししにくいところではありますので、今のお話の中でやはりこの制度の中で死者に関する情報自体を含めることは無理があるということなので、国法遵守で今回一旦外し、ただ、独自のルールを考えてもよいとされている以上、全国的な動向を注視しながら、しっかりと勉強深めてから独自のルールを設けたらどうですかというぐらいのご意見であれば町としても受け取りやすいかなというのは思います。

○会長

そういうことであれば死者に関しては、今後の動向を注視しながらということではないかだと思います。いきなりなくしてしまって、問題はないのかと懸念していただけですので、制度として復活の余地があるということであれば、別に慌てて制度を作る必要はないのかなと思います。

○委員

これまでの町の保護色の強さについては、その運用ルールみたいなところで何となく守っていただいて、新制度の設計については、今後、先進的に行うようなモチベーションを持って行っていくのかどうか。この審議会でも今後の検討課題として議論していくのかどうか。正直そこまでは荷が重い気がしますので、やはり全国的な動向を注視しながらしかるべきタイミングでしかるべき検討していくということになるのではないかなと思います。

○会長

先ほどの話ですと実務的にもこれまでその死者に関する情報に特化した開示がなかったのであれば、特にこの点に関しては先送りという形で問題はなさそうですね。

○委員

当時の審議会の思いといったところがやはり、死者に関する情報も保護されるべき名誉等の法益というのは、ある意味それに付随する遺族の方の個人情報がそれによって害されてしまうところにも結びつけられているのかどうかというところが、私の中で拡大な解釈をしてしまいましたが、今回この新法の中で、やはり生存すると敢えて規定しているということは、もう死者に関しては、個人情報の枠外で考えてもいいと思います。何か実害がもしそこで出てくるのであれば、こういう審議会などでまた議論されることが可能であれば、こちらで審議していけばいいかなというふうに思いますので、この新法に沿った形で行っていくというのがいいのかなと思います。

○会長

そうしますとこの点に関しての審議会の見解ということですが、他の自治体の動向を注視しながら進めていければということでございます。

そうするとやはり大きいのは収集制限についてですが、今日の時点でどこまで結論を持っていけばよろしいでしょうか。

○事務局

まだ、時間的には大丈夫ですので、また次回以降に結論を先送りすることは大丈夫です。

あともう1点、実はオンライン結合について、町の特色になりますが、町ではオンライン結合を最初から原則禁止にしています。いわゆる1700余りの個人情報保護条例の中でも、原則禁止というのはかなり特異なものです。他の自治体の9割ぐらいは法令に基づくものを除きになっていますが、法令に基づくものは基本的に問題ないとして、それ以外は禁止というのが一般的なルールとなっていますが、町では法令に基づくものも含めて原則禁止としていますので、かなり特異な条例です。

当時、検討していた時期といいますのが少し古い話になりますけれども、住民基本台帳ネットワークが全国的に問題になっていまして、とある自治体では住基ネットワークから外れるというようなことをやっていた時代が、その少し前にありまして、その余波をまだ引きずっていた時代でしたので、審議会の委員の皆様もやはり影響が大きいのではないかということで、一旦止めて、審議会に諮りなさいと、ワンクッションこういう場を挟むようにということで、原則禁止になったという経過があります。

今回、当然国の方はそもそもこのオンライン結合に関する規定は置いていません。データ流通を見据えているのになぜオンライン結合を禁止する必要があるのかという話ですから、そうしたときに町の規定をどうするかということで、もう答えはほぼ見えているのですが、当時の精神というのがそういうところにあるということ踏まえて、何かご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員

今、事務局から報告いただいたその当時の議論を見ると、時代の変遷というか国民全体のオンライン結合に対する拒絶感というのは今もう大丈夫だろうというところが大きいだろうなというのと、私個人的には情報を集めるだけ集めるけど、あまりそれを活用しないのであれば税金無駄遣いではないかというふうに考えますので、馬鹿なことをやらない限りは問題ないというスタンスですけども、ワンクッション置きなさいという落としどころというのは、結構優れたご意見だったのかなと思いますので、諮問しなければいけないとかそういう規定ができないわけですけど、審議会から何か意見する手続きを置いておくかということですね。

あるいは少し緩めて、1年ごととか半年ごととか定期的にその年の案件を報告してもらい、それを点検する場として審議会から何か意見を言ってもらう機会を作っておくようなことはあるのかなと思います。

○会長

だからといって何か変わるわけではないですけども、そういった機会は必要となるかもしれません。

○事務局

そういう形はおそらくできると思いますし、先におっしゃっていただいた諮問するわけではないけれども、意見を聴くだけという手続きを挟むことが果たしてこの新法の中で許容されるのかどうかについては、一度事務局で検討させていただきたいと思います。せめてそれぐらいは町としても持っておきたいというのは、やはり専門家の有識者の皆さんからのご意見は大事だと思っていますし、公募委員さんに入っているというのはやはり住民代表の意見としていただいているわけですから、そこが全部消えてしまうというのは町としても怖いと思いますので、少しそこは預らせていただいて、許容されるかどうかについて整理させていただきます。

○委員

資料2の開示請求権についてですが、新法では任意代理人の対象が広がっており、弁護士の立場としては、依頼者の利益を守るために任意代理がもやもやとして認められないと困ります。現行条例がなぜこんなに厳しくなっているのか疑問に思いますが、これはなりすましの代理人が暗躍することを懸念した趣旨でしょうか。

○事務局

その当時、任意代理人請求を認めている例が非常に少なかったです。町は結構早く先進的に任意代理人を認めてきました。ですので、ほぼ全国の団体が認めていない中で、先んじて任意代理人に踏み込んだというところで、少し条件を厳しくしておかないといけないのではないかというところのバランスです。

○委員

今回新法に足並みを揃えるということでもいいと思います。

もしなりすましの代理人への懸念があるのであれば、代理意思の確認とか、そういったところを運用により厳しくすればいいのかなと思ったのですが。

○事務局

今でも委任状の提出を必須にしていますから、あくまでも本人からの委任状がなかったら任意代理人として受け付けないということです。

○委員

それは当然ですけども、よく銀行などで本人に電話させるように依頼されることがあります。非常に困るのが、弁護士をやっているとよくありますが、刑事事件を受けていて本人から連絡できない場合に、銀行の職員が本人と面会するのですが、手続きがすごく手間です。ちゃんと本人

の委任状があるから問題ないだろうと思うことがよくありますので、過剰に厳しくすることもどうかと思います。実際の運用としては代理人があやしいなと感じたときに、意思確認の裏取りがしやすいような環境を整えたほうがいいかなと思います。条例化するほどのものはないとは思いますが、

○事務局

正直、実際の運用ではそこまで厳格にはやっていません。

形式的に町が求めている書類、委任状などを含めていくつかの書類を提出いただいたら、それで請求を受け付けているというのが実態です。

○委員

現場判断になると思いますが、財産の関わるものではなく個人情報の絡みですから、変なことをする代理人というのがあまり想定できないので、実害はないのではないかなと思います。

あと、条例要配慮個人情報について、今回定めることができるとされていますが、これまでは特にそういう定めはなく、今回も、改めて独自の規定はしないとされていますが、要配慮個人情報として法で列挙されているのが概ね憲法の差別みたいなところとパラレルにいつているのかなと思っていたら、門地が含まれています。何かそのあたり深刻なブラック問題を抱えている地域に関しては、こういうことを想定して独自の条例要配慮個人情報を想定しているのではないかなとは思いますが。

私は大山崎町のそういった情報が全然わからないので、何か地域性の話などがあるのかどうかを確認したいのですが。

○事務局

この大山崎町という地域に限定して何がしかこの要配慮個人情報に加えないといけないという状況にはないです。

○委員

不要となった個人情報の破棄・消去の規定について、特に問題はないかと思いますが、開示決定期限の話は努力規定でいいのではないかと思います。

重たい2つ以外は結論とするところが見えたのではないかと思います。

○会長

資料1の18ページの罰則について、現行条例第49条では5万円以下の過料に処するとされていますが、新法に合わせると10万円となりますがいかがでしょうか。

○委員

独自の規定がそもそも認められないわけですが、独自のものを置くとすると解釈的にはややこしくて、場合によっては処罰の上限を独自に定めているとも取れますし、より多く処罰する趣旨であるとも取れますし、要はどういうつもりでこの規定おいたのかという話になります。その理

由がしっかりとしていないのであれば、置かないほうがいいので、結論的には現行の条例は新法に含まれているように読めますので独自の規定を置く必要はないと思います。

○事務局

基本的にここももう法律の方でしっかりと謳われているものが、直接適用されるということで、特段この町の条例の中で、罰則規定を置くということは今後もういないというふうには思っています。

条例第49条のところについても国法第185条のところでも謳われていますので、10万円に数字は置き換わってしまいますけれども、町の単独規定でなくても、法律が直接適用されるということでもいいと思います。

○会長

一通り議論してきましたが、他にご意見はございますでしょうか。

○委員

オンライン結合については規定なしでいいと思います。この間のコロナ対策の国の動きや地方自治体の動きの中で国と地方自治体との情報のやりとりについて随分不手際があるような状況になっていますので、スムーズに事務が行えるようにこれほど厳しい条文は必要ではないと思います。

○会長

ありがとうございます。

次回、条例案を示していただけるということでしょうか。

○事務局

条例案というよりも今回町がこの審議会にお聴きしたかった項目というのは今日で一定の方向性が見えたと思っていますので、提言書と言いますか、審議会からの町に対する意見書と言いますか、そういった形のを答申案的なイメージになります、少しまとめさせていただきたいと思っています。

それを次回お示しさせていただいて、また1項目ずつ振り返りながら、本当にこれで良いのかという点検をしていただいて、それで問題なければ、それで町の方にその答えをいただくということでこの審議会が一旦閉じられるのかなというようには思っています。もちろんそれが、まだ先送りするような議論があれば、4回目を開催するということはありうると思います。

最終的にそれを踏まえて新しい条例案を作って、議会にかけていくという作業をしていきますので、当然いただいた答えを基にこういう条例案を作りましたというご報告は、どういう形かは別にしてさせていただきたいと思います。

○会長

そうしましたら本題に関する議論はここまでということとさせていただきます。

議題3について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

(次回の日程について説明)

○会長

それでは、忙しい中お集まりいただきありがとうございました。本日の委員会は以上とさせていただきます。

ありがとうございました。